

汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令案の概要

1. 趣旨

土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 23 号）による改正後の土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）及び汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号。以下「処理業省令」という。）については、平成 22 年 4 月 1 日から施行されている。

今般、土壌汚染対策法の施行状況を鑑み、同法の円滑施行の観点から、汚染土壌処理業者について、必要な負担軽減などの所要の規定の整備を行うもの。

2. 改正の概要

- (1) 再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設に限定される場合の分別等処理施設における第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌との混合禁止の除外 【処理業省令第 5 条第 8 号】

処理業省令第 5 条第 8 号においては、分別等処理施設において第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合してはならないと一律に禁止しているところ、再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設に限定される分別等処理施設においては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌が混合されても結果的に問題が生じないことから、この場合における同号の適用除外規定を設けることとする。

- (2) 大気有害物質の測定項目の負担軽減 【処理業省令第 5 条第 16 号】

処理業省令第 5 条第 16 号ロにおいては、浄化等処理施設又はセメント製造施設の排出口において大気有害物質の量の測定を一律に義務づけているところ、測定項目の負担軽減の観点から、大気有害物質のうちダイオキシン類の測定にあつては、これらの施設のうち処理に伴ってダイオキシン類を生じる可能性のある施設に限定する規定を設けることとする。